

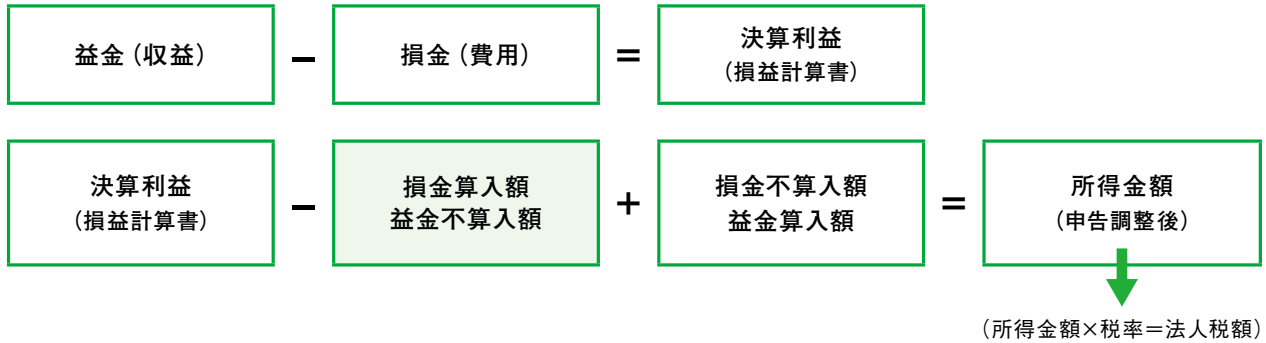


税の優遇措置について (平成29年8月現在)

1. 法人からの寄付金の場合

私立学校に対する寄付には、事業団が取り扱う「受配者指定寄付金」と学校法人に直接寄付をする「特定公益増進法人」への寄付と大きく分けて二つあり、ともに税の優遇措置が認められています。

このうち「受配者指定寄付金制度」は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号(P.44参照))を受けており、企業等法人が私立学校へ寄付した場合、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。



※受配者指定寄付金は、法人が寄付金を支出した事業年度において所得金額の計算上全額損金に算入されます。

特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額は、下表をご覧ください。

- ◇ 寄付者が法人として寄付金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものについては、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。
- ◇ 法人が複数の事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。したがって翌年度の寄付金支出として認められません。

■ 学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧(参考)

寄付の受け手		損金算入限度額
学校法人 (私立学校)	受配者指定 寄付金	寄付金の全額が損金算入できる
	特定公益増進 法人(注1)	(資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2(注2)
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる
その他の法人等(一般寄付)		(資本金×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

(注1) 「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。

(注2) 「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

2. 個人からの寄付金の場合

個人が学校法人に対して寄付をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除(寄付金控除)を受けることができます。

寄付金控除に係る制度には「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、寄付者の所得額や寄付金額によって控除できる金額が異なるため、寄付者はより有利な優遇措置を選択することができます。

■ 所得控除と税額控除の違い

所得控除

寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、
控除額を決定

所得税額の計算において、
年間の所得金額から寄付金額-2,000円を控除

税額控除

寄付者の所得税率に関係なく、
所得税額から直接寄付金額の約4割を控除

所得税額から
(寄付金額-2,000円)×40%を直接控除

■ 計算式

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \text{(扶養控除等)} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{5\%} \\ \text{} \\ \text{45\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

寄付金控除

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \text{(扶養控除等)} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{5\%} \\ \text{} \\ \text{45\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

寄付金-(2,000円) × 40%

■ 計算例)

所得金額600万円の寄付者が1万円を寄付した場合

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{600万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \text{10,000円} \\ \text{-2,000円} \\ \text{=8,000円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{20\%*} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

1,600円を控除

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{5\%} \\ \text{} \\ \text{45\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

10,000-2,000円 = 8,000円
×40% = 3,200円を控除

*年収600万円の一般的な税率

■ 計算例)

所得金額600万円の寄付者が100万円を寄付した場合

〈控除限度額〉寄付金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には40%に相当する額

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{600万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \text{1,000,000円} \\ \text{-2,000円} \\ \text{=998,000円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{20\%*} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

199,600円を控除

〈控除限度額〉控除対象額は所得税額の25%を限度

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{5\%} \\ \text{} \\ \text{45\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

1,000,000-2,000円 = 998,000円
×40% = 399,200円

*年収600万円の一般的な税率

▼
控除上限に達してしまうため
所得税額の25% = 193,125円となる

高額な寄付の場合は
「所得控除」のほうが控除割合が高い

所得税率が低い場合や少額寄付の場合は
「税額控除」のほうが控除割合が高い

■ 所得控除と税額控除の比較表

小口の寄付を行う場合や所得税率が低い場合、税額控除を活用する方が有利な場合が多くあります。

一方、多額の寄付を行う際には、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用する方が有利になる場合が多くあります。

▼ 所得控除の控除額の例(単位:円)

所得控除が有利 控除額が同じ

※所得控除の控除上限額は、一般的な家庭(夫婦片働き、高校生・大学生の子ども)の諸控除額を、課税所得金額に加算した上で算定した推計値。

課税所得金額 \ 寄付金額	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円
200万円	800	4,800	7,400	27,400	52,400	90,967	90,967	90,967
300万円	800	4,800	9,800	49,800	99,800	164,300	164,300	164,300
400万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	307,633	307,633	307,633
500万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	480,967	480,967	480,967
600万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	633,600	633,600	633,600
700万円	1,840	11,040	21,100	101,100	201,100	781,767	781,767	781,767
800万円	1,840	11,040	22,540	114,540	229,540	945,367	945,367	945,367
900万円	1,840	11,040	22,540	114,540	229,540	1,061,100	1,068,700	1,068,700
1000万円	2,640	15,840	32,340	164,340	329,340	1,191,100	1,292,033	1,292,033
1500万円	2,640	15,840	32,340	164,340	329,340	1,649,340	2,402,280	2,402,280
2000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,789,340	3,439,340	3,495,880
3000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	5,735,880
4000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	7,801,067
5000万円	3,600	21,600	44,100	224,100	449,100	2,249,100	4,499,100	8,499,200
1億円	3,600	21,600	44,100	224,100	449,100	2,249,100	4,499,100	8,999,100

▼ 税額控除の控除額の例(単位:円)

税額控除が有利 控除額が同じ

課税所得金額 \ 寄付金額	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円
200万円	3,200	19,200	25,625	25,625	25,625	25,625	25,625	25,625
300万円	3,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625	50,625	50,625
400万円	3,200	19,200	39,200	93,125	93,125	93,125	93,125	93,125
500万円	3,200	19,200	39,200	143,125	143,125	143,125	143,125	143,125
600万円	3,200	19,200	39,200	193,125	193,125	193,125	193,125	193,125
700万円	3,200	19,200	39,200	199,200	243,500	243,500	243,500	243,500
800万円	3,200	19,200	39,200	199,200	301,000	301,000	301,000	301,000
900万円	3,200	19,200	39,200	199,200	358,500	358,500	358,500	358,500
1000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	441,000	441,000	441,000
1500万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	853,500	853,500	853,500
2000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,301,000	1,301,000	1,301,000
3000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	2,301,000	2,301,000
4000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,301,000	3,301,000
5000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	4,426,000
1億円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	7,999,200

学校法人にとって、財源の多様化や経営基盤の安定はとても重要であり、寄付はそのための大きな力になります。善意の寄付を寄せてくれた寄付者の方に税制優遇措置を受けていただくことは、学校法人の感謝の気持ちを示すことにもつながり、税制優遇措置をPRの材料の一つにしながら、積極的な寄付集めが可能です。

ただし、寄付者がこうした税制優遇措置を受けるためには、学校法人が、あらかじめ、所轄庁から“税制優遇の対象法人であること”の証明を受けておく必要があります。

寄付者に税制優遇措置を活用いただくため、学校法人が行う手続きは次のとおりです。

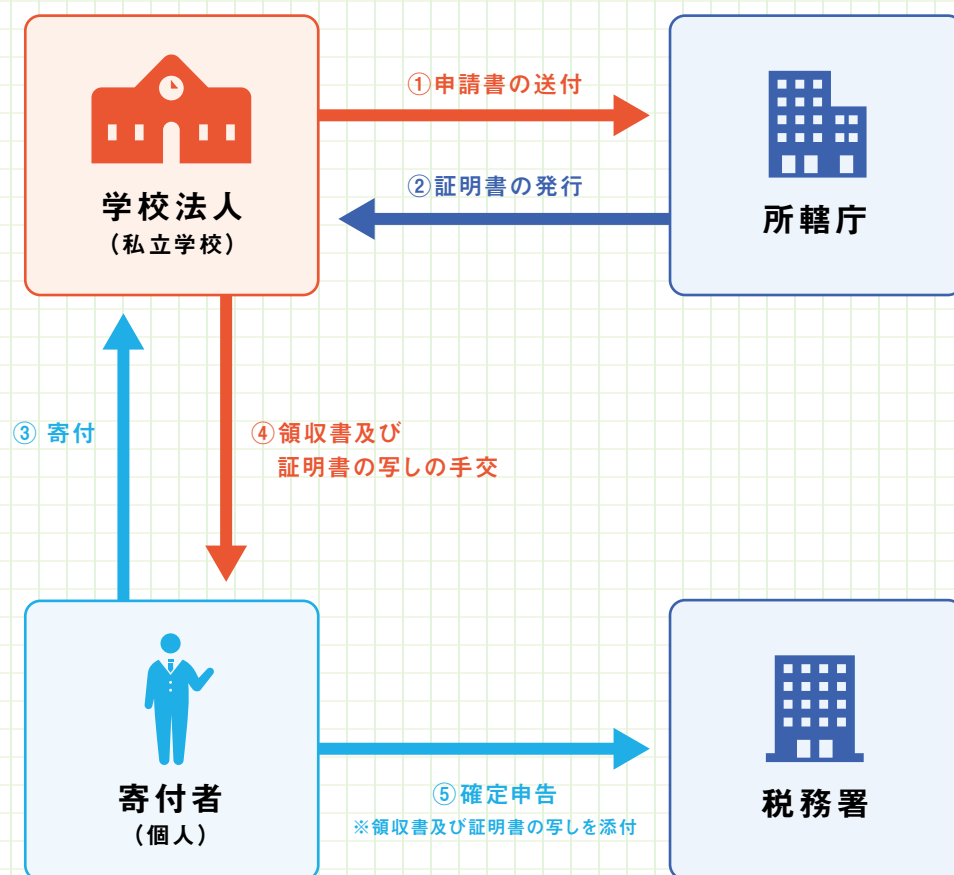
【ポイント】

個人が学校法人に対して寄付をした場合に、寄付金控除を受けるためには、確定申告の際に、学校法人からの領収書及び当該学校法人が寄付金控除の対象法人であることの証明書の写しが必要となります。証明書は、学校法人に対して、所轄庁から発行されます。

寄付者が「所得控除」を受けるためには、学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明書の写しが必要です。原則として、すべての学校法人は「特定公益増進法人」の証明を受けることができます。

寄付者が「税額控除」を受けるためには、学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明書の写しが必要です。学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明を受けるためには、寄付実績等に係る一定の要件を満たすことが必要です。（当該要件には緩和措置があります。）

寄付金控除の流れ



(1) 「特定公益増進法人」であることの証明を受けるために学校法人が行う手続き

個人が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人(特定公益増進法人)の主たる目的である業務に関連する寄付金を支出した際には、「所得控除」を受けることができます。(所得税法第78条)

寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

以下の法人は、所轄庁への申請により、「特定公益増進法人」であることの証明を受けることが可能です。(所得税法施行令第217条第4号)なお、証明書の有効期限は5年間です。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校設置を主たる目的とする学校法人
- ② 学校及び専修学校(※1)又は各種学校(※2)の設置を主たる目的とする学校法人
- ③ 専修学校(※1)又は各種学校(※2)の設置を主たる目的とする、私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人

※1 次のいずれかの課程による教育を行う専修学校に限ります。

- ① 学校教育法第125条第1項(専修学校の課程)に規定する高等課程でその修業期間(普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間をいう。②において同じ。)を通ずる授業時間数が2,000時間以上であるもの
- ② 学校教育法第125条第1項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる授業時間数が1,700時間以上であるもの

※2 初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された学校教育法第134条第1項(各種学校)に規定する各種学校であって、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準(所得税法施行規則第40条の8第4項及び法人税法施行規則第23条の2第4項に規定する各種学校を指定する件(平成15年3月31日付け文部科学省告示第59号))に該当するものに限ります。

学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明を受けるためには、特別な要件を満たす必要はありません。比較的簡単な手続きですので、所轄庁にお問い合わせください。

(2) 「税額控除対象法人」であることの証明を受けるために学校法人が行う手続き

個人が、寄付実績等に係る一定の要件を満たした学校法人に寄付金を支出した際には、「税額控除」を受けることができます。(租税特別措置法第41条の18の3)

寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

「税額控除対象法人」であることの証明を受けるためには、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号)なお、証明書の有効期限は5年間です。

【要件1】 実績判定期間(過去5年度)に3,000円以上の寄付金を支出した者(判定基準寄付者数)が平均して年に100人以上いて、かつ、寄付金額が年平均30万円以上あること。

ただし、以下の①、②のいずれかの場合には、判定基準寄付者数の数え方はそれぞれ①、②のとおり緩和されます。(①、②のいずれにも該当する場合は、いずれかが多い判定基準寄付者数を利用することができます。)これにより、最も条件が緩和された場合、実際の寄付者数が、最低で年に10人いれば、判定基準寄付者数を満たすこととなります。(法人の定員数や事業規模に比例して実際に必要な人数は変わります。)

- ① 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合
⇒当該事業年度の判定基準寄付者数は、次のとおり計算して100人以上いれば良いものとします。

$$\text{判定基準寄付者数} = \frac{\text{(実際の寄付者数} \times 5,000)}{\text{定員等の総数(当該定員等の総数が500未満の場合は500)}}$$

- ② 実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額(学校法人会計基準の事業活動収支計算書のうち、「事業活動支出」と「事業活動外支出」の決算額の合計額)が1億円未満の事業年度がある場合
⇒当該事業年度の判定基準寄付者数は、次のとおり計算して100人以上いれば良いものとします。

$$\text{判定基準寄付者数} = \frac{\text{(実際の寄付者数} \times 1 \text{億)}}{\text{公益目的事業費用等の額の合計額(当該事業費用の合計額が1千万円未満の場合は1千万)}}$$

【要件2】 実績判定期間(過去5年度)における経常収入金額に占める寄付金収入金額の割合が、1/5以上であること。

これらの要件を満たした場合には、所轄庁に、寄付者名簿等の必要書類を添えて申請してください。必要書類は所轄庁によって異なりますが、文部科学大臣所轄学校法人については、「学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明～申請の手引き～(文部科学省高等教育局私学部私学行政課作成)」(以下「申請の手引き」といいます。*)の20ページに、申請に必要な書類を記載していますので参照してください。都道府県知事所轄学校法人については、各都道府県にお問い合わせください。

なお、税額控除対象法人の証明を受けた場合には、寄附行為、役員名簿、財産目録等、給与規定、支出した寄付金の額や相手先等の情報、寄付金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類等を主たる事務所に備え付け、閲覧に供する必要があります。また、閲覧に供する必要はありませんが、事業年度ごとに寄付者名簿を作成し、主たる事務所に備え置き、5年間保存しなければなりません。こうした手続きについては、申請の手引きの21～22ページを参照してください。

「税額控除対象法人」となるためには、一定数の寄付の実績や準備が必要です。しかし、「実績判定期間」は過去5年間とされていますが、審査は5年間の平均値で行いますので、例えば周年行事等をきっかけに、特定の年度に寄付者が集中した場合には、当該年度のみで<要件1>を満たすことが可能となることもあります。

「税額控除」は、「所得控除」に比べ、特に小口の寄付金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄付金を支出される寄付者や、新たに寄付金を支出される方が増えることも期待できます。ぜひ、「税額控除」を積極的に活用し、寄付金集めに取り組んでください。

[参考]

*学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明～申請の手引き～(文部科学省高等教育局私学部私学行政課作成)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/07/01/1311499_2.pdf

※都道府県知事所轄学校法人については、各所轄庁が独自の手引き等を作成している場合もあります。
必要な提出資料等についての詳細は、各所轄庁にお問い合わせください。

[参考]

制度の概要、手引きに記載のある関係書類等

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1311465.htm

個人からの現物寄付について

個人が学校法人に対し、現物を寄付した場合には、現物の寄付時の価額が取得価額より値上がりしてれば、譲渡所得が生じたものとみなされ、寄付者にみなし譲渡所得税が課せられます。ただし、学校法人等への寄付の場合には、国税庁長官の承認を受けることにより、みなし譲渡所得税が非課税となります。

平成29年度税制改正により、一定の要件を満たす場合には、国税庁長官の承認を受けるための手続きが大幅に簡素化される特例が設けられました。詳細は以下のURLをご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003/004.htm